

ケアハウス入居者の方の月額利用料金

階層区分		4月～10月						11月～3月		
		事務費	生活費	管理費	電気代	水道代	計	冬季加算 追加時	計	
1	150万円以下	10,000 円	44,510 円	33,300 円	1,500 円	500 円	89,810 円	+	8,250 円	98,060 円
2	160万円以下	13,000 円					92,810 円			101,060 円
3	170万円以下	16,000 円					95,810 円			104,060 円
4	180万円以下	19,000 円					98,810 円			107,060 円
5	190万円以下	22,000 円					101,810 円			110,060 円
6	200万円以下	25,000 円					104,810 円			113,060 円
7	210万円以下	30,000 円					109,810 円			118,060 円
8	220万円以下	35,000 円					114,810 円			123,060 円
9	230万円以下	40,000 円					119,810 円			128,060 円
10	240万円以下	45,000 円					124,810 円			133,060 円
11	250万円以下	50,000 円					129,810 円			138,060 円
12	260万円以下	57,000 円					136,810 円			145,060 円
13	260万1円以上	63,600 円					143,410 円			151,660 円

- ・ 階層区分は、前年の収入額(年金・給与・土地代など収入)から、租税、社会保険料、医療費、当該施設における在宅介護サービス利用者負担分などの必要経費を控除した後の額を言います。階層区分により、秋田県から事務費の補助金を受けることができます。
- ・ 収入額につきましては、確定申告書の控えをご参照下さい。控えをお持ちでない方は、所得証明書にてご確認ください。所得証明書は市民部税務課にてご取得下さい。
- ・ ご夫婦でご入居される場合については、お二人の収入額を合算した額から、必要経費を差し引いた額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が150万円以下に該当する場合のご夫婦それぞれの事務費は、上記表の額から30%減額した7,000円となります。